

文化期の他国商人政策と城下商人

松崎範子

はじめに

近世後期の商人たちは市場獲得のため全国を視野に入れ、あらゆる手段を考えて、販路を拡大する努力を行っていた。全国各地での特産物生産にむけての取り組みは、諸藩においては会所を置くなどして、独自の流通機構を確立させようとしていた。^①

熊本藩では宝暦改革期に殖産政策の一つとして櫛や養蚕に取り組んでいたが、櫛については藩が藩営蠶織所によって櫛の生産と流通を完全に独占したため、蠶生産から領民を排除したことになり、農民的商品生産の発展の芽を摘み取るものとなっていた。^②養蚕についても宝暦期には奨励されたが、これも一時的なものに終わっている。熊本藩では、商品生産の段階においてすでに全国的な流れから立ち遅れた状況にあつた。^③

全國市場で求められる商品として、特に目立った產物がない。しかし他の商品は全国各地から藩内に持ち込まれてくる。そして領民はそれらの商品を求めるようになつていて。この現状に対して、熊本藩は一時的・限定的な対応を繰り返すだけで、確たる流通政策を持たなかつた。

ところが、文化期になつて流通政策と言えるものがみられるようになつていて。なぜ文化期に至り流通政策に着手するようになったのであろうか。これには切迫した熊本藩の財政問題があつたようと思われる。

検討にあたつては、まず文化期以前の熊本藩の財政状況や商人を取りまく状況と、城下商人が藩に提出した献策内容をもとに、城下商人が文化初年の段階で熊本藩の問題点として捉えていたことは何かを明らかにする。そして藩がその問題解決に向かつて具体的に打ち出す諸政策の検討に入つていく。

熊本藩にやつてきた他国商人には、特に富山売薬人を取り上げる。富山藩にとって富山売薬は外貨をもたらす重要な産業で、富山売薬人側にその営業権獲得のために熊本藩と対峙し、その販売圏を確立させていく史料が残つているからである。^④この史料分析により、熊本藩の富山売薬人への対応を具体的にすることで、文化期に着手した新たな流通政策を明確にできるものと考える。

先進的な地域からの刺激を受けて、産業・流通は全国的に展開をみせるようになつていた。各地における取り組みは、その後の地域

の性格付けにもつながる問題である。文化初年に城下商人の献策をうけて始まつた熊本藩の流通政策は、領内に成果をもたらすことができたのか、本稿はこの課題についての研究報告である。

一、城下商人の献策

まず宝暦から文化期にかけての熊本藩の状況と、他国商人の熊本藩における商業活動の実態をつかむことで、文化期に新たな流通政策が必要とされるようになつた背景をみていただきたい。

1、熊本藩の課題

熊本藩における宝暦期の改革は経済政策において年貢増徴策を成功させ、宝暦年間から安永年間には年貢徴税は四〇%を上回り、小物成も好調で「小物成、櫛方之御藏々には現錢積入多く、根太落入候程有之」と藩財政は安定した収入を維持することができた。しかし天明期になると年貢率は低落し続け、寛政期には收支均衡は破れ、寛政元年（一七八九）の禁裏造営手伝金二〇万両の上納をはじめ、家中手取率の引上げなどで、年々二万石余の赤字財政となり、同四年の雲仙の爆発による津波は領内海岸部の人家・住民に多大な被害をもたらした。さらに同八年の大洪水では藩内潰家二、九二七軒、田畠冠水一万五千町歩、損毛三六万石を数え、藩財政は「寛政元年以後七ヶ年程の内、拾六万両余之新御借物出来いたし、此砌一ヶ年之御出方四拾五、六万石ニおよび、如何株ニも御取貯出来兼、空牀之御藏預・御銀所預を頻りニ振出し、当前之御差支を被抑紛候」という事態となつていた。

享和二年度（一八〇二）の財政は、総支出約五〇万石を計上し、総収入約三五万石の額を大きく超えていた。そのうえ総収入の三分の一を超える借物払い一二万石で、収支の差引きは約一五万石の不

足となり、藩当局は赤字解消に取り組まなければならないという切迫した状況の中についた。⁽¹⁾

ところが財政難打開策としての藩の紙幣である「預」の濫発は、享和年間になつて藩当局を大混乱に陥れていた。享和元年二月に現銀との兌換が拒否されたことで世間の不安が高まつたため、藩庁はその処理のため大混乱となり、この混乱の責任を問われて、同三年二月には勘定頭全員免職、根取・物書は処罰され、御勘定所御用達商人たちも半舎されるという結果となり、御勘定所御用達商人は解体されることになつた。⁽²⁾

では熊本藩の商業・商人はどういう状況にあつたのであらうか。宝暦ごろの状況について「國武弾助覺書」⁽³⁾には、「只今ニテハ御町方も熊本町ハ武家を相手ニ商売仕候所柄ニて候處、御侍中少手取故商売可仕様無之、及零落申候、其外川尻・高瀬・八代・高橋等之津方も米穀之私ハ無之、他国人入込賑ひ可申様無之、此方より他国を恐レ商賣仕候儀も自國之差支故、夫々順行難仕、在町ハ百姓を請候處、御百姓共次第二零落故一統ニ在町も差支」と記され、財政切り詰めで藩士の手取りが少なくなったことは城下の商人を零落させ、市場に出まわる米穀を取り扱えない港町は衰退し、百姓の零落は在町に及ぶという悪循環の中にあつた。そして熊本藩の商人は領内市場に参入してくる他国商人を恐れるようになつていていたといふ。

ところが他国商人の販売手段は巧妙で、明和八年（一七七一）九月の史料には、「椀壳井富山葉・紺屋形壳之名目を以在中え込、町等ニて両替いたし、或ハ俵数を以積出候分ハ何千貫目ニ及可申哉」と、様々な名目を付けて在中に入り込み、縁組・品物の注文・

芸道の指南を行つてまでも熊本藩の民衆のなかに入り込み、藩内で多大な利益を上げて藩外に持ち出していたことが具体的に記されている。

他国商人の到来が藩内に直接的な影響を与えるようになつていたので、熊本藩では他国商人に対して、藩内における販売の解禁を繰り返すようになつていた。

2、交易額に関する商人の献策

前記の課題をかかえていた熊本藩の取り組みをこれよりみていくのであるが、その前に、文化元年（一八〇二）七月に、城下商人が藩に提出した献策から、文化初年の熊本藩の交易について述べておく。作成者は熊本城下新出町の船越理右衛門⁽¹⁾で、商人である船越は熊本藩の現状について次のように述べている。

- ① 京・大坂商人が藩内で注文を持ち帰つての利益は銀四、○○貫目にもなる。
- ② 京・大坂の木綿絞類や絹布・小間物類を持ちこむ商人が近国より三、四〇人ほどやつてきている。
- ③ 和泉屋・井筒屋・嶋屋・高砂屋・近江屋・伊勢屋などの他国商人は一度に銀二〇〇貫目

表1 自他交易の見積り

肥後藩から移出品とその金額(収入)		肥後藩からの持ち出し額(支出)	
菜種子 10万俵	代銀 2,300貫目	織綿 1万 8,000 丸	代銀 1,800貫目
多葉粉 300万斤	" 3,000 貫目	京都商人持登	" 1,300 貫目
諸雜穀	" 2,100 貫目	諸国商人持出	" 1,300 貫目
胡麻 1万俵	" 300 貫目	參官人持出	" 500 貫目
合計	" 7,700 貫目	自用持出	" 600 貫目
		合計	合計 5,200 貫目*

(注) *の数字は史料どおり。

多くの他国商人が熊本藩内にやつてきて、一年間には約銀一万貫近くを藩外に持ち出していると、熊本藩から流出する貨幣量を具体的に提示した。

以上のような他国商人の問題は、商人である船越にとって切実な問題であったのである。それで船越は以上の報告とともに「自他交易の見積り」⁽²⁾を添えて提出していた。船越がまとめた「自他交易の見積り」の内容を表1に整理した。船越は見積りを提示することで、以下のことを伝えようとしたものと思われる。

熊本藩は主要交易品である菜種子・多葉粉・諸雜穀・胡麻などにより移出収益を得ている。しかし他国商人の持ち出し銀は甚だしく、織綿の移入は必要としても、他国商人対策を行つてその見直しをするならば、熊本藩領全体で一、五〇〇貫目が望めるのではないかといつている。船越は藩経済安定のためには他国商人問題に取り組み、藩内商業と商人の保護をすることが必要であると考えていた。商人の視点で作成した献策が表1「自他交易の見積り」に示された内容である。

二、他国商人政策の始まり

船越理右衛門の献策に対する藩からの回答は、記録としてはみるとできない。しかし莫大な貨幣流出を指摘された熊本藩が、その問題解決のため船越の献策を藩の政策に取り入れたことはその後の経緯から明らかで、藩の他国商人政策をこれより段階的に検討していくことにする。

ずつ、年に約銀四、七〇〇貫目を持ち出している。

④ 村々には他国からの梶壳商人が七、八人入り込んでいて、一人銀五〇貫目ずつの販売を行い、多くの利益を上げている。

1、「御国通商株」の交付

第一段階として、文化三年二月に他国商人に対する「今度異服物・小間物・古手類商売株人を究人相定、御国商売被差免候、依之右之者共えは商売札被渡置候間、以来ハ株札致所持罷越候等二候」と通達し、他国商人二二名を指名して、株による統制政策を始めたことを伝えた。翌月三月一四日には旅人商売株極めについて、町方根取は以下のことを熊本町の惣月行司に通達した。⁽¹⁵⁾

今度旅人商売株極被仰付、御国商賣御免之ものともハ株札被渡置候ニテハ、此間委細及達候通ニ候、依之当三月以後株外之

旅人若密々二入込商賣いたし候ハハ、今度御免之者共より見当次第荷物押其所之役人え筋々懸り合候様、左候得は右役人立合封印いたし、荷物は其所ニ留置、其段相達候等ニ候條、右之趣旅人問屋共より御国商賣御免之旅人共え屹ト申聞候様可被達旨候、以上

史料にある「旅人商賣株」とは「御国通商株」ともいわれる。この株を所持する他国商人だけが熊本藩内で商賣できるようにしたことを、旅人問屋からも他国商人たちに申し聞かせるようにしたことで、早速三月から他国商人に対して株による統制が始まった。文化三年一〇月には、旅人問屋に対して町方根取より旅人取扱についての「覺」が示された。その要旨を書き抜く。

①「旅人龜略ニ取扱不申様」
②「旅客元荷物持來候ハハ売向を能相尋可申候」。そして売渡代銀のことで旅人に迷惑をかけないように。

③旅人の藩内での買い荷の遅滞で「旅人出立及延引時をはつし

候様之儀無之様」。
④旅人の売買に関して「問屋共より色々作り立て商を進め」ること。

⑤問屋外に旅人を留める場合は、問屋が申し出ることと、旅人に対しては丁寧に接し、売買の協力をを行い、その身柄に責任を持つこと。

さらに次のことも付け加えられた。他国商人との間に滞銀問題が発生した場合は、「高少キ者ハ其問屋より相弁せ、若高太ク其問屋ニテ何分弁兼候ハバ、惣仲間問屋ニつけ御取立被仰付候儀も可有之候」と、その解決は問屋仲間の連帯責任とする。もし旅人問屋ができない場合は「不埒之輕重ニより問屋御取上、又ハ夫々之御咎」に処すこともあると通達された。

⑥の「売向を能相尋可申候」とは、旅人問屋で他国商人の商賣内容を把握するようにして、④は問屋は他国商人の持ち込む荷物だけでなく、藩内品の売上げにも協力するようになうことである。旅人問屋には他国商人の身柄に責任を持ち、その販売内容を把握して、藩内の産物を売りこむことに協力をすると命じている。

以上が第一段階として文化三年に実施された流通統制で、「御国通商株」で藩内における他国商人の数を限定し、旅人問屋により他国商人の活動について統制を強めることを内容としていた。

次に他国商人政策の第二段階をみる。熊本藩が「御国通商株」によって他国商人対策に取り組んでいる最中でも、高価な奢侈品の移入が増大していた。藩は他国への銀銭の流出を抑えるために、文化一〇年二月に他国産物の移入を七年限り七八品目に制限し、移入品はすべて御国通商株を所持する他国商人に注文をするよう指示を出した。⁽¹⁶⁾他国商人を「御国通商株」で統制する本来の目的は、藩内への他国商品の流入を規制することにあるが、他国商人を株で統制するだけではその効果がなく、熊本藩で必要な七八品目に限り、それも株を持つ商人に注文をするという形で、移入の制限を強化する措置を講じたのであった。しかしこれも不十分であった。

2、「通荷物受込問屋」の設定

第三段階は、文化一三年四月に「通荷物受込問屋」を設けたことから始まる。⁽²⁾ 他国商人が荷物を熊本藩に持ち込む場合、前年九月から荷物に封印をして送り証文を作成するようになつており、「順道止宿并箇物其繼方ともニ送証文ニ相調御口屋差廻し、宿主々々印形いたし送り証文等差返」と、宿主（旅人問屋）では送り証文に印形をして荷物の確認をするようにという指示が出されていた。これが不徹底のため、領内の問屋のなかに新たに通荷物受込問屋を定め、通荷物受込問屋によつて他国商人が持ち込む他国商品に対し、さらに厳しい検査をしようとしたのである。

他国商人の宿泊先についても「通イ荷主ハ受込問屋之外旅人宿江茂止宿致せ候儀難叶」と、商品を持つ旅人の宿泊は通荷物受込問屋に限るという原則を定めた。しかし「尤自然受込問屋込合止宿差支候ハ、右受込問屋より世話いたし、外ニ旅人問屋江止宿致せ候様」と、通荷物受込問屋の証明があれば旅人問屋にも宿泊できるとしたので、通荷物受込問屋とは旅人問屋をたばねる旅人惣問屋的立場を藩が与えて、指名をした問屋ということになる。

文化一三年四月に熊本城下で通荷物受込問屋の指名を受けたのは、財津九十郎と川崎平右衛門の二名であつた。文政五年（一八二二）閏正月段階の藩内の通荷物受込問屋は、熊本町では財津九十郎・松原屋英助（川崎平右衛門と交代）の二名、高瀬町肥前屋善右衛門・木村屋甚右衛門、川尻町大嶋屋安兵衛・沢屋儀七、高橋町濱屋次吉・木屋又蔵、八代町では式之町三郎右衛門・中嶋町新兵衛、鮑田郡船津村徳助・小島町孫平・式町村弥平、上下益城郡では御船町庄蔵・矢部浜町清七・小川町善左衛門・松橋町長平、菊池郡隈府町直次、宇土郡では宇土町清兵衛と吉左衛門、そして御領村丈平・高良村太吉・松合村儀兵衛・郡浦村甚吉・戸口浦村林助、八代郡鏡町庄

吉の二六軒で、藩内全域の主要な町や在町で旅人問屋の惣問屋として機能していた。

これらの「通荷物受込問屋」の指名設定で新たな他国商人政策が始まつていく。その後の展開をこれより明らかにしていくのであるが、その前に熊本町で通荷物受込問屋に指名された財津九十郎がどういう町人であったかをまず述べておきたい。

財津九十郎は、寛政期から慶応期まで約六〇年余にわたり熊本町を代表する町役人として、藩からは「熊本町ニおいては先は比類もこれ無く、抜群御用に相立ち、市中一統之手本ニも相成り候」といふ評価を得た、熊本町内を代表する有力な町人であった。その出自はもともと細川氏の家臣であつたが、坪井建町に住むようになり町人となつた。町人となつてから初代善兵衛・二代目塙屋惣三郎・四代目財津惣三郎は「御勘定所御用達」をつとめ、藩へ米を献上して扶持を拝領するという、藩との関係の深い商人であつた。宝暦期に二代目惣三郎の代に西古町に移り、移転とともに西古町懸りを担当する町役人⁽³⁾別当となり、財津氏は西古町の別当を明治三年の藩制改革期まで世襲化して引き継いでいる。

財津九十郎の「通荷物受込問屋」仲間ににおけるその位置を、同年九月一一日に林田茂八郎とともに大坂へ出かけている一件から考えていく。この一件とは京・大坂商人より藩内商人たちが商売物代銀の支払い滞りで訴えられた訴訟事件で、事件解決のために財津は他所産物受込役であつた藩の役人林田茂八郎とともに大坂へ出かけた。財津が大坂に出向いた理由は「通荷物受込問屋」であり、有能な熊本町の町役人としての手腕から、藩が事件解決のために財津九十郎を必要としたためと思われる。実際に「銀主々々江対応対、其外万端懸合筋昼夜出精、格別致心配候」と、京・大坂の銀主たちと直接交渉に当たつたのは財津九十郎であつた。

以上のことから、財津は熊本町の旅人問屋の惣問屋であるばかりか、藩内の「通荷物受込問屋」仲間を代表する立場にあつたと考えられる。

文化一三年には熊本藩内からの貨幣流出問題は、熊本商人と他国商人との間で代銀未払いという訴訟事件にまで発展していた。この問題解決には、熊本藩の役人と熊本藩の有力商人とで知恵をしづり対応に当たらないことは解決できない状況となつていて。一介の旅人問屋では解決できない問題を、藩内「通荷物受込問屋」を代表する立場にあつたと思われる城下商人が上方で奔走し、事件を解決していた。

三、富山売薬人への対策

文化一三年の「通荷物受込問屋」の設定後に、富山売薬人に対しても熊本藩での販売を許可することになるのであるが、この時の富山売薬人への対応が、熊本藩の他国商人政策の展開においてどういう意味を持つのかこれより考えていただきたい。この検討を始める前に、まず富山売薬人と熊本藩との関係からみていくことにする。

1、文化五年の販売禁止

熊本藩における富山売薬人の活動状況をみる。富山売薬人の報告によると、細川領におけるその販売の歴史は古く、「私共儀、御國中売薬御免被仰付置、例年罷下売薬いたし、御蔭を以渡世仕難有仕合奉存上候、惣林私共売薬之儀乍恐以前豊前小倉御在城之節、彼御地へ罷下居申候處、寛永年中御當國御打入之砌、直様御跡を奉慕御當國江罷下、不相替売薬御免仰付、其已來最早二百年余代々連綿仕能下申候」と、豊前時代からの関係であるといふ。

宝暦期以後、他国商人の熊本藩における商売が全面的に禁止され

ていた時期があった。まず宝暦五年（一七五五）七月には藩内で生きるものはすべて藩内で生産するようという方針をかかげ、富山売薬人に対しても富山反魂丹・丸散薬・煉薬・膏薬一切の販売を禁止した⁽²⁾。その後、越中富山・江州日野の売薬、紀州婉売り・筑前姪浜の売人に對しては在中での直売りが認められた時期もあつたが、寛政元年（一七八九）七月五日には「近年凶作之上京都造営上納金等二付て右体他国之売人入込ニ付てハ自然と失費有之哉ニ付」という理由で、「五ヶ年之間町在共ニ一統旅人直売堅被禁置」ということになり、再び直売りが全面的に禁止された⁽³⁾。そして享和元年（一八〇二）一〇月にも他国商人の商売は重ねて全面禁止された⁽⁴⁾。

しかし富山売薬に対する熊本藩の対応は他の商品に比べると寛容である。他国商人の直売りが禁止されているなかでも、天明三年（一七八三）三月二十九日には「他国売薬ハ一切被差留置候處、兵庫屋甚九郎・雄形吉兵衛より願之筋有之、富山薬并江州日野之者へ、御國中売薬被成御免、売薬札をも被渡下候、此段懸々へ可被知せ置候」と、富山・日野薬のみが解禁されている。⁽⁵⁾ 寛政五年一一月九日にも富山売薬のみ「多年入込紛敷筋も無之、此節より以前之通直売被差免、中唐人町助三郎へ定問屋被仰付候」と、藩は旅人問屋を指定して解禁した。文化四年一〇月二九日には富山売薬に販売の再開を許可した。その理由として、「御上納金以後津波・洪水又ハ連年之不作打統キ、御國中一統及困窮之訳を以富山売薬御國入被差留置候處、今度右薬売松井次助・松野屋幸助反魂丹其外合薬、並筑前上須恵市薬・下須恵市薬効能も宜敷、下方信服いたし慈惠之筋ニも可相成別格を以向後御國入込被成御免旨御達有之候」と、熊本藩では富山売薬については品質が良いことをあげている。

ところが翌五年九月二七日に、熊本藩は突然に富山売薬の販売を禁止している。その理由は、富山売薬人松野屋幸介が「右者依頼近

年御国入商完御免被成置候処、追々御達筋不相守等閑ニ相心得、売子共へ之申付不行届、御免外之品柄等持込給敷儀有之不埒之至ニ付、御国入商完被差留、相渡置候印札御取上被仰付候条、此段不洩様ニ可有御達候」というものであった。文化三年以後熊本藩では「御国通商株」制が採用されており、富山売薬人たちもその株を得て販売を行っていたのであるが、売り子たちが熊本藩が許可していない品物を持ち込んだという理由で、藩は厳しい態度で富山売薬人の待遇にあつた。これは、熊本藩の方針をその他の他国商人にも示したことにもなつた。

2、富山売薬の再開

熊本藩における富山売薬の再開は、文化一四年正月の富山売薬人から御免願に始まる。⁽⁴⁾ これは富山売薬人松屋権三郎外七名が財津九十郎に出したもので、同年四月二三日には一三品の制限を受けながらも株札の再交付が認められた。⁽⁵⁾ 同年九月一七日には町方根取より熊本町惣月行司光永太兵衛に対し、富山売薬人の売薬許可を正式に通達して、再び富山売薬人は熊本藩での販売が可能となつた。

再開までの富山売薬人と藩との交渉の経緯が、四月二三日の藩から許可書のなかに簡潔に記されているので、次に示す。

(前略)此節御国入御免被仰付被下候様、左候ハ、御国中江連年之売掛之義四拾貫目余悉皆捨方可仕由、且已前之通ニ年々株銀として六貫目宛指出し度、財津九十郎迄内意申出候由ニ而書付被指出ニ付相達候処、不容易儀ニ候得共、唯今通ニ而者及飢渴ニ義程迄難儀之由ニ付、願之通(中略)右十三品御国入被差免候、尤先年之振合を以別紙之通請書差出し候様、左候ハ、追而株札可被渡下候、且右薬売共商完之荷物者財津九十郎方被付送、彼方ニ而荷改を請、滞留中者九十郎方江宿付いたし候様、

年御国入商完御免被成置候処、追々御達筋不相守等閑ニ相心得、売子共へ之申付不行届、御免外之品柄等持込給敷儀有之不埒之至ニ付、御国入商完被差留、相渡置候印札御取上被仰付候条可有心得候、以上

右之通可有御申聞旨、株銀之義御達之通御国産方御備ニ被仰付候条可有心得候、以上

富山売薬人一同は以前の売掛金をすべて帳消しにして、引き続き株銀六貫目を納めることを申し出ている。これに対して熊本藩からは、富山売薬人らにまず財津九十郎方へ熊本藩で販売する商品を送り込み、そこで荷改めを受け、滞留中は財津方に宿付することを条件として、販売再開の許可を告げた。藩の指示で財津方が富山売薬人の旅人問屋となつたのである。

許可された富山売薬の株人八名からは次の「御請書」が出された。この請書は財津九十郎を通して、富山売薬人と藩とで取り交わした約定である。

御請書

私共儀今度御国中売薬御免被仰付難有奉存候、然上者御國之御法度筋堅相守、猥成儀等不仕、御印札之通合業十三品之外一色茂持越不申、於在中売弘候分者一先財津九十郎方江持越、御役人衆之御改を請、其後在中問屋江附込候而商完可仕旨被仰付奉得其意候、若合業外之品等持越候ニおるてハ、其品物御取上被仰付、御国入可被指留旨

一御印札被渡下銘々持參仕御国中巡行仕候様、若持參不仕ニおるてハ科代可被仰付旨

一右御印札之儀御口屋々々ニおるて者指出し、其外堅他見為仕不申、若脇方より偽持候様之義於有之者、惣株札御取上可被仰付旨、尤外ニ紛敷旅商人等入込候ハ、私共より茂吟味仕其筋次第所之御役人亦者間屋迄可申出旨

一私共一手人柄代替り、又者病死仕候共、御印札引替可被渡候間、私二貸借讓渡等堅仕間敷候

一右之通商完被成御免候ニ付而者、自然残懸等出来仕候而茂相

表2 富山売薬株人と売り子

御城下	松野屋佐兵衛
同	賀兵衛
高瀬・長洲	庄兵衛
宇土・御船・田浦・佐敷・津奈木	文七
松橋・松合・小川・宮原	清七
八代・日奈久・佐敷・水俣	清次郎
御城下・府本	松井屋久四郎
御城下	喜兵衛
御城下・熊庄・竹迫・高瀬・長洲	平兵衛
御船・高瀬・佐敷・細田	作兵衛
隈府・大津	太七
小川・宮原	小田原屋久兵衛
山鹿・同新町	久藏
八代・川尻	伝藏
植木・隈府・大津・宮地	藤兵衛
木山・木ノ葉	菜種屋弥三兵衛
高瀬・南関	藤藏
宇土・八代	善助
南関・山鹿・熊庄・川尻	兵次郎
御船・矢部・甲佐・砥用・宇土・松橋・細田	庄助
植木・隈府・竹迫・大津	善七
御城下	高沢屋文藏
御城下・内野牧・小国・宮原	新藏
松橋・宮原・小川・八代	嘉助
南郷・坊中・大津	理兵衛
御城下・河内・高瀬	美濃屋宗七
竹迫・御船・松合・郡浦・宮原	佐助
植木・山鹿・宮原・八代	卯助
宮原・八代	松屋 文次郎
御城下	兵五郎
大津・内野牧・宮地・小国・宮原	播磨屋伝兵衛

(*) 細田は網田と思われる。

『富山薬業史史料集上巻』第二号より作成。

表3 富山売薬人の販売地

担当の郡	売薬人数
城下	9
飽田	3
詫摩	0
玉名	1
山鹿	4
菊池	3
山本	3
合志	8
上益城	9
下益城	7
阿蘇	8
宇土	8
八代	1
葦北	4
延べ数	84

对ニ而埠仕、公訴者勿論御難題ニ相成候様之義堅仕間敷旨
一御國產之品々買求國元江龍帰り可申候間、旅中用銀之外金銀
持帰り申間敷旨、若違犯仕候ニおるてハ如何様ニ茂可被仰付
旨奉得其意候、為後日御請書物仕上申処如件

文化十四年五月

富山売薬

江口惣左衛門殿
山内多藏殿

小田原屋市郎兵衛
菜種屋弥助
松屋権三郎

松野屋卯兵衛
松井屋久右衛門
播磨屋伝右衛門

熊本藩で「御国通商株」を受けた富山売薬人は、松野屋卯兵衛・
松井屋久右衛門・播磨屋伝右衛門・高沢屋宗五郎・美濃屋宗次郎・
小田原屋市郎兵衛・菜種屋弥助・松屋権三郎の八名であった。天保
一三年（一八四二）八月の時点で、八名の株主は表2のような売り
子を抱え、売りさばく地区を定めていた。総数三一名の売り子は城

林田茂八郎殿

高沢屋宗五郎
美濃屋宗次郎

松野屋佐兵衛
賀兵衛
庄兵衛
文七
清七
清次郎
喜兵衛
平兵衛
作兵衛
太七
小田原屋久兵衛
久藏
伝藏
藤兵衛
菜種屋弥三兵衛
藤藏
善助
兵次郎
庄助
善七
高沢屋文藏
新藏
嘉助
理兵衛
美濃屋宗七
佐助
卯助
松屋 文次郎
兵五郎
播磨屋伝兵衛

下や在町を拠点として、熊本藩内全郡でくまなく販売していた（表3は、表2の各町を郡別に整理したものである）。

3、旅人問屋の役割

文化一四年に熊本藩での販売再開を許可された富山売薬人は財津九十郎方、塩屋を旅人問屋とした。『富山売薬史史料集上巻』に収録されている諸記録の中で、富山売薬人は財津氏と塩屋とを使い分けている。それには意味があつたことを、次の史料⁽³⁾をもとに明らかにしていきたい。

乍恐奉願口上之覚

私共儀配薬従往古御国通商御免被仰付置、御蔭ヲ以何連茂数代

罷下り、吳服壱丁目塩屋幸助方江止宿仕、難有渡世取続來り申候、（以下略）

安政四巳年八月

財津九十郎殿

富山株人共

町方御根取

高田式助殿

（註イ）底本「財津九十郎方」とあるをかく訂正せり。

富山売薬人らは願書の宛て先をまず「財津九十郎殿」とし、それ

から「町方御根取高田式助殿・藤本忠次郎殿」へとしている。原本によると（註イ）のある「吳服壱丁目塩屋幸助方」の位置には、

最初は「財津九十郎方」と書いていたが、それを「吳服壱丁目塩屋幸助」と訂正しているという。塩屋が財津氏の屋号であり、幸助は

財津氏の屋（家）⁽³⁹⁾であるが、富山売薬人にとって「塩屋」と「財津九十郎」の位置が異なるものであつたことを示している。どういう理由のもとに使い分けているのであろうか。

まず塩屋についてみていく。富山売薬人の史料の中に、富山売薬人に対して藩内滞在中の仮檀那寺を定めることが通達されたため、文政八年（一八二五）一〇月に、仮檀那寺となつた正竜寺が塩屋熊三郎に富山売薬人を受け入れたことを連絡する覚書がある。これは旅人問屋塩屋が富山売薬人の宿主であるという理由による。塩屋が富山売薬人の熊本滞在中の本拠地となり、その身柄について責任を持つようになったことを意味する。

塩屋が富山売薬人の藩内での身柄保証人となつたことで、表2・表3のよう藩内全域へ出かけることが可能となつたのである。⁽⁴⁰⁾ 次は在町の旅人問屋と熊本町の旅人問屋との関係を示す史料である。

奉伺覺

越州富山売薬共例年罷越、宮ノ原町問屋江別紙面附之者共滞留

仕居申候ニ付、委敷相改申候處、往来手形所持仕、且熊本財津熊三郎家代吳服壱丁目塩屋伊兵衛より遣ス木札之裏ニ町方と焼印有之候を持參居、何連茂數年来罷越紛ハ數者ニ而無御座候間、此儘閑候而宜敷御座候哉奉伺候、即別紙相添御達申上候、以上

元治元年十一月

民門勝之允殿

片山八郎兵衛殿

友成貞之助殿

八代郡宮ノ原町で商売をする富山売薬人が旅人問屋塩屋伊兵衛の木札を所持していることを、宮ノ原庄屋の恒助が惣庄屋である民門勝之允と八代郡代の片山八郎兵衛・友成貞之助に報告したもので、この木札による身元証明で富山売薬人は在町での宿泊・販売が可能となつた。史料中に「熊本財津熊三郎家代吳服壱丁目塩屋伊兵衛より遣ス木札」とあるように、塩屋伊兵衛は富山売薬人に対して、藩

の町方役所が発行する木札の申請・受取の仲介をした。これは特に塩屋に限つてのことではなく、熊本町の旅人問屋としての業務であつた。

4、熊本藩の対応策

次に、諸記録において富山売薬人が「財津方」と宛名を記す際には、どういう意味が含まれていたのかを考えていく。財津九十郎が熊本藩の他国商人対策の中でどういう位置にあつたのかを、明確にする必要があるためである。前項で提示した「御請書」に戻るが、この中で富山売薬人からの宛て先は財津九十郎と林田茂八郎・江口惣左衛門・山内多蔵の四名で、財津九十郎は藩の役人と同列に扱われている。林田茂八郎は文化一四年の段階では、町方根取の配下として町方横目の席にあり、その中でも他所産物改役を担当していた。江口・山内両名は熊本藩内の町方を総括する町方根取である。

富山売薬人らが財津氏に提出した諸願には、次のようなものがあつた。

①文政一〇年（一八二七）一一月に、売り子を一株につき一人

ずつ増入する願いを、財津九十郎を通して林田茂八郎へ提出。⁽⁴⁾

②天保一三年（一八四二）八月に、免許外の売薬を持ち込んだことが判明して、その謝罪の口上書を提出する際に「取次

財津熊三郎」として富山売薬人と連名で提出。そして財津熊三郎はさらに「御内分」にすることを「御産物方御横目衆中」に願い出ている。⁽⁴⁾

③同年九月には、御例外の薬を藩内に持参しているという疑いに対しても弁明する口上書を、財津熊三郎を通して「旅人改所」に提出。⁽⁴⁾

以上のような富山売薬人からの願いや提出物が、旅人問屋塩屋か

らではなく、財津氏から藩に提出したのは富山売薬人にとっては財津氏が藩への窓口となつていたためと考えられる。したがつて明治元年二月一日には、富山売薬人共が寸志として熊本藩へ国産鉛三千五百斤を献上することを財津善兵衛から町方根取へ願い出る場合も、その取次ぎを行つたのは財津善兵衛（財津九十郎の孫）であつた。

嘉永元年（一八四八）一〇月に、富山売薬人が売薬永代株を願い出たおりにも、まず財津九十郎・同熊三郎が藩に願書を提出している。その回答は翌年一二月一三日に町方根取より財津九十郎に対して富山売薬人へ売薬永代株を許可することを通達して、この問題は決着をみた。しかしこの回答は財津氏の申請から許可まで一年以上を経過した後の措置で、藩としては富山売薬人の願いをすぐに認可できない問題を抱えていたことを推測させる。結果的に藩は永代株の願いを許可したが、財津に対しては「聊ニ而茂御國法ニ差障儀等有之候節者通商被差止旨候条、左様被相心得、売薬人共弥以心得違無之様夫々可被申聞候」と、担当者として責任を持つて富山売薬人に接するようと書面で指示を与えていた。⁽⁴⁾

文化一四年の富山売薬再開以来、財津氏は旅人問屋塩屋の業務ではできない富山売薬人の統制業務を藩から請け負つていた。そのため富山売薬人から以下のようないやうな対応を求められることもあつた。

他国商人の取り締まりに関して、嘉永二年九月に富山売薬人は「鶴崎并佐賀関両表江近年不正之売薬人入込、越州富山私共売薬之内と偽り、勿論薬袋紙等ニ至迄同様ニ似せ拵賣薬仕候ニ付、甚夕私共及迷惑申候」と、加賀領の売薬人が鶴崎・佐賀間に不正に入り込み商売をしているので迷惑をしていると、ます財津九十郎・同熊三郎に届け出た。これを受けて同月中に財津九十郎・同熊三郎は富士川羽右衛門に富山売薬人の願いを伝えた。⁽⁴⁾ 富士川羽右衛門は熊本町

京一丁目別当甲斐清三郎とともに他所売薬取締方をする藩の役人であつた。

安政四年（一八五七）八月と一ヶ月にも、藩内八代郡に同じく賀領売薬人が入り込んでいることで、富山売薬人一同から財津九郎を通して「御郡中ニハ相廻り居候様子ニ御座候處、且四ヶ所町ニハ未タ其御沙汰ニ相成不申もの歟（中略）此後幾重ニも可然様被成御達可被下候」と、不正販売を行う他国商人の取締りを町方根取り田式助・藤本忠次郎へ願い出ている。^{〔8〕}

財津氏は町方役人だけでなく、村方での他国商人の問題については村方役人と直接連絡を取り、富山売薬人の関与する問題に関しては、藩内の担当者と連絡を取り対応にあたっていたのである。これほどに富山売薬人の存在は熊本藩では大きく、財津氏という熊本町の町役人が旅人惣問屋の立場を与えられ、富山売薬人への対応を引き受けていることが明らかになつた。

四、文化期の他国商人政策の成果

これまでみてきたように、「御国通商株」による他国商人の統制だけでは藩内の商業・商人を保護することはできず、他国商人政策において第三段階が必要であった。「通荷物受込問屋」を設けることとで他国商人の持ち込む荷物にも統制を行なうシステムをつくつた。特に富山売薬人に対しては「通荷物受込問屋」である財津氏に直接その応対にあたらせ、富山売薬人にその収益を熊本藩内の産物に交換することを誓約させることで、売薬販売再開を許可した。富山売薬人の存在は藩にとっては気抜けないものであつたが、熊本藩へ与えた影響は大きく、これはその後の熊本藩の他国商人への対応に新たな道筋をつくることになつた。

「御国通商人并直仕入人・株人名前」^{〔9〕}によると、熊本町には表4

のように弘化二年（一八四五）の段階で二〇軒の他国商人の宿元となる旅人問屋があつた。富山売薬人を任された塙屋の問屋は、西古町呉服一丁目にあり、新一丁目にもあつたことが判明する。同史料には次の証文の文案が記されている。これは他国商人が熊本藩へ提出する誓約証文の書式である。この文面の中に、他国商人に対する文化末年の対策をさらに拡大させていたことを告げる内容がある。

証文

私儀呉服・太物・小間物御国通商奉願候處、願之通被仰付難有奉存候、然上者品物入念持下、値段等正当之取引仕候

一品物代銀之儀者御国產之品を以交易仕、金銀錢ニ而持帰り申間敷候

（中略）

年号	月	宿主	何国何方何屋	何某	印
----	---	----	--------	----	---

丁頭

別當

根取兩人當り

史料中に「品物代銀之儀者御国產之品を以交易仕、金銀錢ニ而持帰り申間敷候」とあるように、弘化二年には富山売薬人だけでなく、他国商人すべてが熊本藩の商品を持ち帰るようになつていている。これとった対策が、熊本藩にとって有益であつたことを示しており、その後、全他国商人に対しても採用されるようになつていつたことを伝えている。表4にみるように熊本町の旅人問屋には京・大坂・江

表4 熊本町の旅人問屋と他国商人（弘化2年）

町名	旅人問屋	御国通商人 *()は株数
新1丁目	笠屋 栄助	京都(3)・大坂(5)・江州(2)
"	財津駿三郎家代弥兵衛方	京都(4)・大坂(1)・江州(2)・丹州(1)
新2丁目	松屋 為助	京都(1)
新3丁目	大坂屋 弥兵衛	京都(2)・大坂(1)・南都(1)
古細工町1丁目	小嶋屋 喜右衛門	南都(1)・芸州(1)
" 5丁目	鶴嶋屋 善五郎	対州(18)・阿州(4)
西古町吳服1丁目	塩屋 弥兵衛	江州(2)・防州(1)・長州(1)・横州(1)・越州(8)
中古町魚屋1丁目	万屋 勘兵衛	江州(1)
" 万2丁目	綿屋 宇兵衛	阿州(1)・久留米(1)
" 米屋1丁目	紅屋 武平	大坂(1)
東古町慶徳堀町	日向屋 又右衛門	京都(1)
" 宝町	高瀬屋 信次郎	大坂(1)
紺屋町紺屋1丁目	油屋 啓兵衛	京都(1)・筑前(1)・長州(1)・能州(1)・阿州(1)・芸州(1)・筑後(1)・勢州(3)
"	山城屋 慶八	防州(1)・大坂(1)
東阿弥陀寺町	角屋 甚四郎	肥前(6)
新坪井馬借町	藤屋 和八	筑前(1)
" 鍛冶屋町	米屋 和作	筑後(6)・阿州(1)・大坂(1)
町名不明	松屋 彦助	江州(1)
"	紙屋 全助	大坂(1)・阿州(1)・備前(1)
"	水田屋 権四郎	筑後(1)

「御国通商人并直仕入人・株人名前」より作成

おわりに
 熊本藩では宝暦期以来、他国からの旅人を統制するために旅人問屋の設定をしていたが、これだけでは他国商人対策は不十分であつた。全国的な商品経済の発達で、熊本藩内は他国商人の一方的な市場となり、藩内の貨幣が流出するという問題が大きくなつて行った。その影響は藩財政にまで及んでいた。そのため文化元年の城下商人の他国商人に関する献策をもとに、同三年には熊本藩で商業活動を行なう他国商人に対して「御国通商株」制を採用し、統制強化にするようになった。同一〇年には藩外への貨幣の流出を抑えるために、「御国通商株」を持つ他国商人に注文することで移入量の制限をした。しかし効果をあげるためにはさらに次の対策が必要であつた。それは同一年四月に「通荷物受込問屋」を設定して、他国商人が持ち込む商品の検査を行うことであつた。これで熊本藩では他国商人が持ち込む商品を完全に把握できるようになつた。

ほぼ同時期、「通荷物受込問屋」設定の翌年、文化一四年正月に、富山売薬人は熊本藩における販売の再開を願い出た。富山売薬人の応対については「通荷物受込問屋」であり、熊本町の有能な町役人であつた財津氏を起用して担当させるようにした。これは藩が財津氏と直結して対応にあたることを求めたためであつた。財津氏の起用で段階的・重層的な統制が可能となつた。

州・南都といった上方商人をはじめ、備州・芸州・長州といった中國地区の商人、九州内の多くの商人が登録し、熊本藩内全域で販売活動を行つていた。これらの商人は、出藩にあたつては熊本藩の産物を持ち帰っていたのであつた。熊本藩の領民にとつては、他国商人が持ち帰る産物の生産は藩内産業の活性化へつながるものとなつた。

富山売薬人がどれほどの販売を熊本で行っていたのかを知らせる史料はないが、鹿児島藩では文政一〇年段階で、帳主六人に二六人脚で、その年間利益金は錢一万貫と予想していた⁽¹⁾。熊本藩では文化一四年以来富山売薬の株主は八人で、文政六年には八人の株主に株札二五枚が渡されており⁽²⁾、鹿児島藩と同じ規模の集団が熊本藩内各地で販売を行っていた。天保二三年に、富山売薬人が株札の増加を願い出ているのは、熊本藩が富山売薬人にとって悪い市場ではなかつたということになる。したがつて富山売薬人の問題は、一介の旅人問屋の段階で対処できる規模のものではなかつたため、藩が直接指示を出せる財津氏に担当させたことをみてきた。

富山売薬人に対して示された熊本藩における販売再開の条件として、熊本での利益を貨幣で持ち出すことを禁じ、熊本藩内の産物に交換して持ち出すようにしたことは、熊本藩の産業・流通に変化をもたらすことになった。

- ① 熊本商人は交易の場を求めて藩外に出かけなくとも、旅人問屋に藩内の産物を持ち込むことで他国商人と取引をすることが可能となり、熊本藩内で新たな市場を得たことになる。

- ② 熊本藩が他国商人に求めた条件、熊本の産物に交換して持ち帰るということで、熊本藩の産物が必要となつたことは、熊本藩の領民がその生産・製造に向かつて取り組みを始めるきっかけとなつた。

さらに熊本藩財政にとつても、一方的に他国商人が藩内の貨幣を持ち出すことは不可能となつたので、藩がその対策に苦慮していた貨幣流出問題解決の一助にもなり、文化期の熊本藩の他国商人政策は対応策として、その成果を出すことができたのであつた。

文化期に熊本藩で他国商人政策を取り組んでいる同時期、富山売薬人が熊本藩に販売の再開を願い出した前年の文化一三年三月に、富

山藩においては「反魂丹役所」が半官半民体制で設置されていた。文化期には富山藩でも他国商人との競争に耐えるため、その販売手段の見直しが必要となつていて。そして受け入れる側の熊本藩でも他国商人の巧妙な販売に向き合う対策に取り組んでいた。全国的な市場の展開は、新たな段階をむかえていた。

ところで熊本藩が他国商人に求めた熊本の産物に交換して持ち帰るという条件は、藩内における国産品生産という新たな施策と結びついていく。富山売薬人の熊本藩での営業再開が許可された翌年文化一五年二月に、藩は城下新三丁目の町会所の中に産物会所を設け、町方役人が詰めるようになり、城下商人は国産品仕立てに向けての準備を始めている⁽³⁾。この後、国産品仕立てに城下商人がどのように関わつていったのか、これについては別稿を準備したいと考えている。

註

- (1) 藤田雅子「天保期松代藩における国産袖の販売」(吉田伸之編『流通と幕藩権力』所収、山川出版社、二〇〇四年)は、江戸での取引の挫折により、国産袖の販売は領内仲買人による他領商人との商取引などへと向かい、これは三都集散地を経由しない新たな商品流通構造を実現させようとする動向である。松代藩では藩内仲買人を通して独自の販売を展開していたという報告である。

- (2) 「熊本藩における藩営製蠍業」(野口喜久雄著『九州産業史の研究』吉川弘文館、一九八七年)。

- (3) 「熊本県養蚕業史」。宝暦から明和期には熊本城下で細工物の国産仕立てが行われていたが、これは藩内での自給を目的とするもので、藩外へ移出する交易品ではなかつた(鎌田浩著『商工業活動に対する規制』『熊本藩の法と政治』創文社、一九九八年)。

- (4) 『富山県桑業史』通史編。植村元覚著『行商團と領域経済』(ミネル

バ書房、一九三八年）。富山売薬と諸藩への対応については、高瀬保

「富山売薬薩摩組の鹿児島藩内での営業活動」（『日本水上交通史論集

第五卷

九州水上交通史』文献出版、一九九三年）がある。

藩については特に薩摩組という設定が富山売薬人側にあり、九州組の中に熊本藩にやつてきた元薬人は含まれているので、熊本藩での販売形態は九州諸藩に並ぶものと思われる。

(5) 水青文庫 文下二七「宝曆改正以前より天保九年迄御代々様御勝手

向御縦合大略之御模様しらべ」。

(6) 水青文庫 番号無「御勝手向しらべ」。

(7) 水青文庫 四、四、四一二「宝曆以来勝手向御縦合之御模様大略調

帳」。

(8) 水青文庫 一、五、四「度支彙函 内篇一」。

(9) 水青文庫 一、四、一三「度支年譜」。

(10) 水青文庫 番号無「上書」二五。

(11) 「雜式草書」（藩法集7熊本藩）八五〇頁、創文社、一九六六年）。

(12) 水青文庫 九、八、九「達帳」に、飽田郡代直触新出町船越善次郎

が、天明元年の常天災で藩内が窮屈しているのに対して「当二月中旬より四月中旬まで米穀店充り直段引下ヶ」とあるので、家業は米屋であったことが判明する。また「新熊本市史別編絵図・地図上」二〇七頁の「新出町絵図」に、豊前街道の両側に船越理右衛門の間口の広い屋敷を見る所以ができるので、大きな商家であったことが推測できる。

(13) 水青文庫 一、五、四「度支彙函七 家格新令」。「度支彙函」は藩士中山昌礼が編纂した叢書の一つで、文政期までの経済関係書類を集めたものである。中山は「井田衍義」という郡村政治経済叢書の編纂も行つた。

(14) 「七月行事記録書抜」（熊本藩町政史料二）二五三頁、熊本藩政史研究会 一九八九年）。

(15) 前掲「熊本藩町政史料二」二五六頁。町方根取とは、熊本藩の町方

部局の責任者である。

(16) 「御国通商人并直仕入株人名前」（『新熊本市史史料編近世II』六二三頁）。

(17) 押稿「熊本藩における旅人問屋の整備と城下商人の商業經營」（『市民史研究くまもと11号』二〇〇〇年）。熊本藩では宝曆三年正月に「旅人ハ都て問屋え先渡候様」と旅人問屋を設けて、他國商人をはじめすべての旅人の統制を始めた。

(18) 前掲「熊本藩町政史料二」二六五頁。

(19) 「度支彙函十八」（前掲「藩法集7熊本藩」七五九頁）。

(20) 「新熊本市史史料編近世II」六一〇頁。

(21) 水青文庫 一〇、三、四「町在」。

(22) 前同。「京・大坂商人共より御領内商人江商充物代銀余計相滞支難法二付而、年賦、又者捨方等為申談、林田茂八郎一同ニ被差越候処、數日滞留申慎方宜敷、且銀主々々ニ対應對其外万端懸合筋昼夜出精格別致心配候」と、財津九十郎に関する記録がある。

(23) 前掲「熊本藩町政史料二」三八五・四五七頁。林田茂八郎は文化九年一一月に島田宇藏の後席で寺社方町方御横目となり、文化一二年四月朔日からは「他國之產物、品分を以御國入被差留置候處、御主意之趣致忘却候もの有之哉ニ相聞候ニ付、今度松川八郎右衛門・林田茂八郎兩人他所產物改受役被仰付候段、御達有之候」と、寺社方町方横目として特に他所產物改を担当し、他國商人が持ち込む品々について「通荷物受込問屋」が作成する「旅人立着帳」の改めを担当した。そして、同史料の一三六頁によると、文政八年一一月二十五日に町方の中で担当替えがあり、平野伴右衛門の後任として唐物方旅人となつた。林田茂八郎は文化から文政期にかけて町方に席をおき、他國商人・他國商品を担当した役人であった。

(24) 「富山売薬業史史料集上巻」第三集 第二熊本藩 第三一號（日本海經濟研究所、一九七七年）。

(25) 「市井式稿」（前掲「藩法集7熊本藩」六〇一頁）。

- (26) 前掲「熊本藩町政史料二」五五一頁。
- (27) 前掲「熊本藩町政史料二」一八七頁。
- (28) 前掲「熊本藩町政史料二」四二二頁。
- (29) 前掲「熊本藩町政史料二」五二頁。
- (30) 前掲「熊本藩町政史料二」二八二頁。
- (31) 前掲「熊本藩町政史料二」三一〇頁。
- (32) 前掲「富山商業史史料集上巻」第一号。
- (33) 前掲「富山商業史史料集上巻」第二号。富山売業人が財津九十郎に「御免願」を提出したのは、通荷物受込問屋を代表する立場にあつたためと考えられる。
- (34) 前掲「富山商業史史料集上巻」第三号。
- (35) 前掲「富山商業史史料集上巻」第四号。
- (36) 前掲「富山商業史史料集上巻」第二・三号。
- (37) 前掲「富山商業史史料集上巻」第五号。史料中の宛て名の位置は、史料の通りである。
- (38) 前掲「富山商業史史料集上巻」第四三号。
- (39) 屋(家)代について、熊本藩では町人が「士席浪人格」という町人として最高位の格式を得た場合は名字を使用するようになる。したがつて商売に関する諸届などは屋代の名前で行うことになり、屋代という商売上の代表者が必要とされた。財津氏は七代相続できる士席浪人格であつたため、旅人問屋塩屋では屋代を立てている(前掲「熊本藩における旅人問屋の整備と城下商人の商業経営」より)。
- (40) 前掲「富山商業史史料集上巻」第一二号。
- (41) 前掲「富山商業史史料集上巻」第四五号。
- (42) 前掲「富山商業史史料集上巻」第一四号。
- (43) 前掲「富山商業史史料集上巻」第二〇号。
- (44) 前掲「富山商業史史料集上巻」第二二号。
- (45) 前掲「富山商業史史料集上巻」第五〇号。
- (46) 前掲「富山商業史史料集上巻」第三一・三二二号。
- (47) 前掲「富山商業史史料集上巻」第三八一号。
- (48) 前掲「富山商業史史料集上巻」第三七号。
- (49) 前掲「富山商業史史料集上巻」第四三・四四号。
- (50) 前掲。富山売業人の場合は、藩への提出物はすべて宿主である塩屋(または財津氏)が町方根取へ届けていた。この書式から明らかのように、一般の他国商人が宿主→宿のある町の丁頭→別当→町方根取へという形式を踏んでいる点と大きく異なっている。
- (51) 前掲、高瀬保「富山売業史史料集上巻」第八号。
- (52) 前掲「富山商業史史料集上巻」第八号。
- (53) 前掲「富山商業史史料集上巻」第二一号。
- (54) 前掲「熊本藩町政史料二」四九七頁。

The policy to other area merchants in Bunka period (1804～18) — the case of the Kumamoto domain —

MATSUZAKI Noriko

On Japan in the second half of the 18th century, the national market had been in the turning point. Goods production came to be performed nationally, and merchants went out to all over the area and sold directly. As many other area merchants came also to the Kumamoto domain and carried the goods of other areas, the Kumamoto han needed the measure. The measure was to limit the other area merchants by the stock and to exchange profits to the product of the Kumamoto domain. Especially the Toyama patent medicine people (富山亮薬人) in other area merchants were making profits in the Kumamoto domain. The Kumamoto han employed the Kumamoto castle town merchant against the Toyama patent medicine people. A commercial policy of the control which the Kumamoto han adopted is clarified further in this thesis.